

旭区こども家庭支援課レイアウト変更等業務委託仕様書

1 件名

旭区こども家庭支援課レイアウト変更等業務委託

2 履行場所

横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目4-12 旭区役所（本館3階）こども家庭支援課

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 適用範囲

本仕様書は、『旭区こども家庭支援課レイアウト変更等業務委託』における、レイアウト変更及びそれに付随する調整業務に対し適用する。

なお、本仕様書に関して、疑義がある場合は別途委託者と協議することとする。

5 委託内容

- (1) 本仕様書及び図面（資料1、2）の内容に基づき、レイアウト変更を行う。同仕様書6（2）について作業を行う。
- (2) 図面（資料1、2）において、実際にレイアウト配置作業を実施する中でより効果的な動線の確保や効率的な什器の配置が可能となる場合は、適宜こども家庭支援課と相談して決定、配置すること。
- (3) 資料2に示す既設什器（青色で図示）については、受託者が什器等の移動・再設置を行うこと。再設置により必要な部材が発生した場合は、受託者が契約金額内で調達すること。
- (4) 資料2に示す新規什器等（赤色で図示）については、設計書に基づき調達、設置すること。また、設計書に定める型式等と同等以上の寸法・材質・品質・性能を有するものの調達を可能とする。なお、同等品を使用することを前提に応札する場合は、同等品の対応表と同等品であることを証明できる資料を入札前に委託者あてに提出し承認を得ること。
- (5) 本委託作業による入替に伴い不要となった什器類（資料1に青色で図示）及び、調達した物品の梱包材や施工により発生する残材は、受託者が持ち帰ること。
- (6) 本委託作業で発生する高さ120cm以上の什器等については、壁面固定や他の什器と連結する等の転倒防止策を講じることとし、必要な部品等は本委託契約金額内で調達すること。

6 作業分担

(1) 委託者

- ア 書類及び必要な物品等の梱包、開梱
- イ PC機器類の設置、管理

(2) 受託者

- ア 作業工程表の作成
- イ 移設用梱包資材（段ボール、ラベル、テープ、エアキャップ等）の調達・納品及び、作業終了後の梱包資材の回収
- ウ 作業場所や什器等の運搬のために必要な建物内、経路等の養生及び撤去、清掃

- エ 新規什器等の調達及び設置（耐震のための転倒防止作業を含む）
- オ 既設什器等の解体・移動・再設置（耐震のための転倒防止作業を含む）
- カ 不要となった什器類及び、梱包材や施工により発生する残材の回収
- キ その他レイアウト変更作業に係る諸作業

7 運搬物品等の保護及び取り扱い

- (1) 移設物品の解体、組立に使用する物品については、破損・紛失のないように十分注意をし、かつ相当の保護を行うこと。
- (2) 雨天時などは十分な防水保護対策を行うこと。
- (3) 梱包済段ボール等には、個人情報及び機密情報を含む重要文書データ等が多数あるため、業務の実施に当たっては、汚損、紛失、飛散等が絶対に起こらないよう注意すること。
- (4) 業務の実施に当たって移転物品等の破損、汚損、紛失、飛散等の事態が発生した場合は速やかに委託者に連絡すること。

8 建造物の保護など

- (1) 搬出・搬入を行う場所の建造物には相当の保護を行うとともに、破損のないよう十分注意をすること。なお、養生材を固定する場合は、壁面や床面等に十分注意し、塗装等がはがれ落ちないよう注意すること。
- (2) 搬出・搬入作業終了後には、室内及び廊下等の共用部分を点検し、清掃を実施すること。
- (3) 建造物等の破損などの事態が発生した場合は、速やかに委託者に連絡すること。

9 その他作業について

- (1) レイアウト等の不明な点については、委託者と協議すること。
- (2) 物品搬入・搬出の際は、エレベーターの使用が可能である。

10 管理事項

- (1) 統括責任者を選任し、全体的なスケジュール等の調整を行うこと。
- (2) 業務が円滑に進むよう委託者との事前の協議等、常に連絡をとれる体制をとること。
- (3) レイアウト変更等業務開始までに、従事者の氏名の記載された名簿を提出すること。
- (4) 守秘義務に従い、作業中知り得た事実を外部に漏らしてはならない。

11 関係事業者との工程調整

作業を進めるにあたり、配線作業について並行して実施するため、配線作業の委託業者との委託者を交えた事前作業打合せについて、同席の上、諸調整を行うこと。

12 損害賠償責任の所在

運搬にあたって諸物品若しくは建造物の破損・紛失などの損害を与えた場合や、職員・従業員若しくは第三者の間に損害を与えた場合には、速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、委託者はいっさい責任を負わないものとする。ただし、委託者の責めに帰するべき事由においてはこの限りではない。

13 最終提出物

- (1) 作業報告書 1部
- (2) 最終レイアウト図 1部
- (3) 最終レイアウト図の電子データ 1式
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、「委託契約約款」に定めるもの（ただし、委託者が必要な
いと認めたときは省略することができる）。

14 期限の厳守

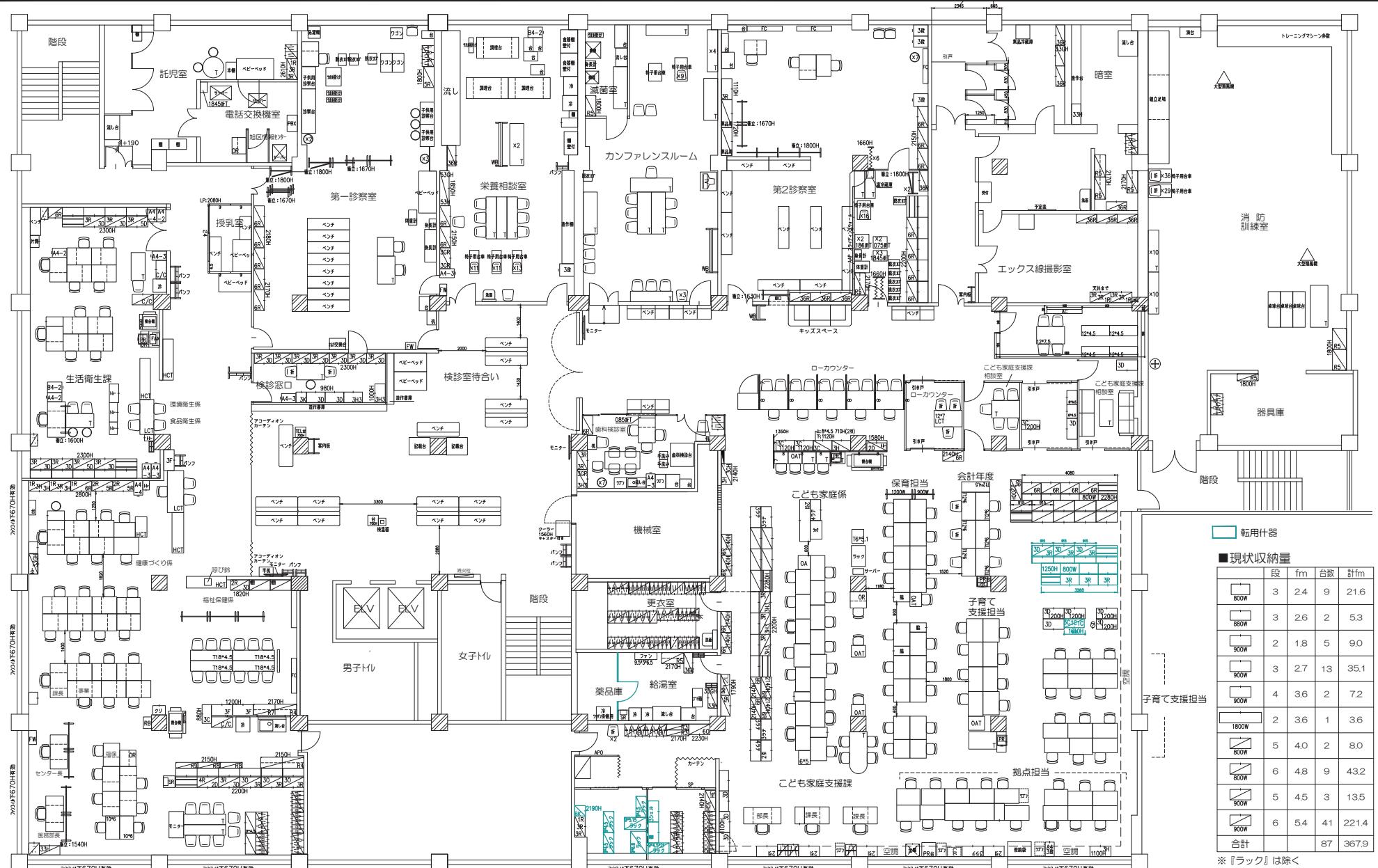
契約作業工程を厳守し、作業期日は委託者が認めた場合を除き変更しないこと。

15 その他

本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかに委託者
と受託者により協議の上取扱いを決めることと。

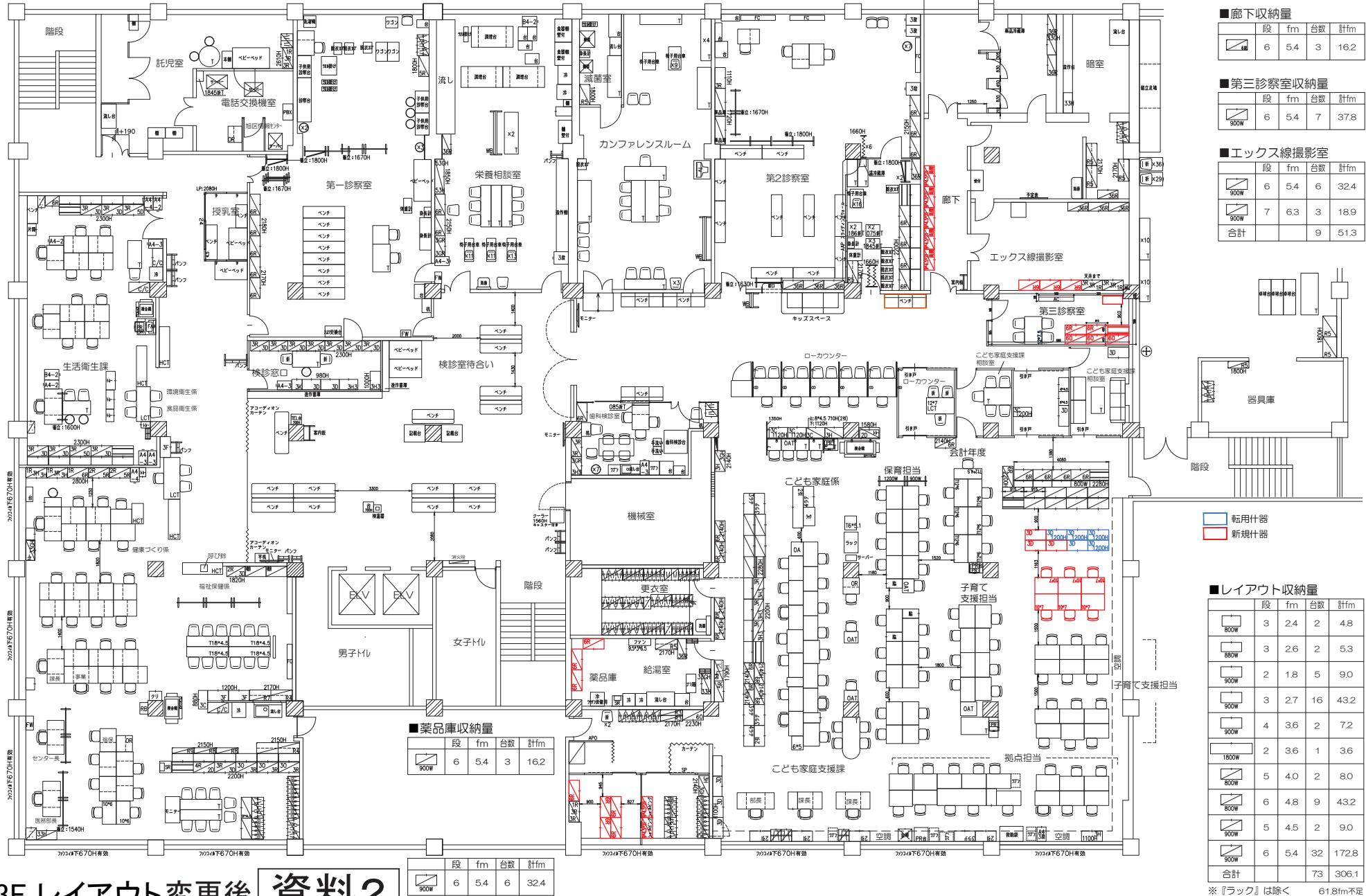
16 添付資料

- (1) 現状図面（資料1）
- (2) レイアウト変更後図面（資料2）



3F 現状図

資料1



3F レイアウト変更後 資料2